

# 第2次岡山県肝炎対策計画

平成29年（2017年）3月

岡 山 県

## 目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
第2章 肝炎対策の基本的な考え方と方向	3
1 基本的な考え方	3
2 基本的な方向	3
第3章 岡山県の現状と課題	6
1 本県の現状	6
2 本県における取組	9
3 解決すべき課題	13
第4章 目標の設定	14
1 全体目標	14
2 個別の方針	14
第5章 肝炎対策の施策等	15
1 肝炎の予防	15
2 検査体制の充実	16
3 医療提供体制の確保	18
4 早期対応の中心的役割を果たす人材の養成	21
5 普及啓発・人権尊重	22
6 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実	24
7 その他	25

## 参考資料

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した人の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっています。

最近ではC型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実されてきた一方で、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者や、精密検査や肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数存在すると推定されること、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が残っています。

また、肝炎ウイルスの感染経路等についての県民の理解が十分でないことから、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することも指摘されています。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する県及び市町村の取組がますます重要になってきています。

このような状況を改善するためには、引き続き、国、県、市町村のみならず、あらゆる関係者がより一層連携して、肝炎対策を推進することが必要です。そのため、このたび、「第2次岡山県肝炎対策計画」を策定し、県、市町村等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎患者等が早期に診断され、安心して適切な肝炎医療を受けられる社会を構築することを目的として、肝炎対策に取り組んでいくものです。

### 2 計画の性格

この計画は、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第4条（地方公共団体の責務）の規定及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年6月30日厚生労働省告示第278号）に基づき、本県の状況に応じた肝炎対策を進めるため策定するものです。

また、全ての県民が明るい笑顔で暮らす岡山を目指して策定された「晴れの国おかやま生き生きプラン」や「岡山県保健医療計画」、「第2次健康おかやま21」、「第2次岡山県がん対策推進計画」等との整合を図っています。

### 3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

## 第2章 肝炎対策の基本的な考え方と方向

### 1 基本的な考え方

肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあります。このため、肝炎患者等の健康管理に関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して、対策を進めることが重要です。

### 2 基本的な方向

#### （1）肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての県民が、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられます。特に、肝炎ウイルス検査を受けたことがない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要です。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要ですが、特に、引き続き、県及び市町村による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも、併せて取り組んでいくことが必要です。

#### （2）適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な肝炎医療を受けることが重要です。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識と経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療について高い技術を有する医療機関（以下「専門医療機関（※）」という。）において治療方針の決定を受けることが必要です。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続

して適切な治療を受けることが必要です。

このため、肝炎患者等が、適切な肝炎医療を受けられるよう、肝疾患診療体制を構築するため、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図る必要があります。

肝炎の治療法は著しく進歩しており、適切な医療を受けることにより、ウイルスを体内から排除することができ、治癒することが多くなってきているため、肝炎をできるだけ早く発見し、専門医療機関での治療を行うことが非常に重要です。

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）は、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることができるとともに、結果的にウイルス量を低減することにより二次感染の予防にもつながります。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組む必要があります。

※専門医療機関：肝炎一次専門医療機関、肝炎二次専門医療機関

<岡山県の肝炎一次専門医療機関の基準>

- (1) 以下のア～ウのいずれかの要件を満たす医師が1名以上いること。
  - ア (一社)日本肝臓学会専門医
  - イ 以下の(ア)～(ウ)の要件を満たす者
    - (ア) 肝疾患を診断・治療できる技量を持ち、肝疾患の臨床経験が5年以上あること。
    - (イ) 腹部超音波検査を年間50例以上実施、または読影していること。
    - (ウ) (一社)日本肝臓学会専門医の推薦があること。
  - ウ 肝疾患に関する指定の研修会を3回以上受講した者
- (2) ウイルス性肝炎・肝がん等に関して、岡山県肝炎対策協議会（以下「肝炎対策協議会」という）等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに岡山県がん登録に協力すること。また、診療所においては、全国がん登録における指定診療所の指定を受けるよう努めること。
- (3) 担当医は肝疾患に関する指定の研修会を1回/年以上受講すること。
- (4) 届出基準の詳細は別に定める。

<岡山県の肝炎二次専門医療機関の基準>

概ね以下の要件を満たすものとする。

- (1) 肝炎一次専門医療機関基準を満たしていること。
- (2) (一社)日本肝臓学会専門医が1名以上在勤していること。
- (3) 肝がん治療を年間30例以上行っていること。
- (4) 一般医を対象とした肝炎医療の研修を行える体制にあること。

### **(3) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発**

肝炎ウイルスは、多くの場合、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくいものです。このため、県民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要があります。

さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要です。

### **(4) 肝炎患者等及びその家族等への相談支援や情報提供の充実**

肝炎患者等及びその家族等は、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えていたり、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多くあります。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要があります。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む県民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要があります。

### 第3章 岡山県の現状と課題

#### 1 本県の現状

我が国の肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人から140万人、C型が190万人から230万人存在すると推定されており、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症です。また、肝がんの原因の大半は肝炎ウイルスの感染によるものであると言われており、肝がんによる年間死亡者数は、毎年全国で約3万人、本県では約500人となっています。医療関係者等による肝炎患者等の早期発見や適切な治療への努力の一方、本県の肝がんによる死亡率は、全国と比べて高い水準となっており、肝炎ウイルスに係る対策は、本県にとって重要な課題となっています。

#### (1) 肝疾患による死亡状況

本県における肝疾患による死亡者数は表1のとおりです。また、肝がんの死亡者数の推移は図1のとおりです。

表1 肝疾患死亡者数

		単位:人			
区分		計	ウイルス肝炎	肝硬変	肝がん
全 国	平成21年	47,053	5,666	8,662	32,725
	平成22年	46,976	5,614	8,597	32,765
	平成23年	45,962	5,576	8,511	31,875
	平成24年	44,085	5,240	8,155	30,690
	平成25年	43,010	4,882	7,953	30,175
	平成26年	42,090	4,747	7,800	29,543
	平成27年	41,052	4,514	7,649	28,889
岡山県	平成21年	799	105	130	564
	平成22年	859	108	151	600
	平成23年	820	104	129	587
	平成24年	728	84	120	524
	平成25年	781	92	114	575
	平成26年	773	81	118	574
	平成27年	679	79	110	490

出典：人口動態統計

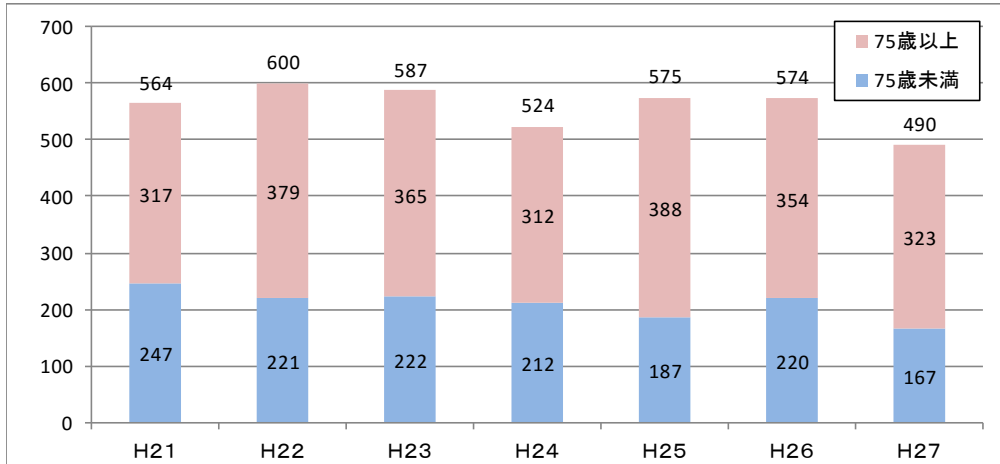
(注) 1 ウイルス肝炎・・・B型ウイルス肝炎、C型ウイルス肝炎、その他のウイルス肝炎

2 肝硬変・・・アルコール性を除く

3 肝がん・・・肝及び肝内胆管の悪性新生物



図1 肝がん死亡者数の推移（岡山県）



出典：人口動態統計

各死因別の死亡率（人口10万人対）の推移（図2-1、2-2）を見ると、本県では全国に比べ、肝がん死亡率が高い状況が続いています。

図2-1 肝疾患死亡率（10万人対）の推移（肝がん）

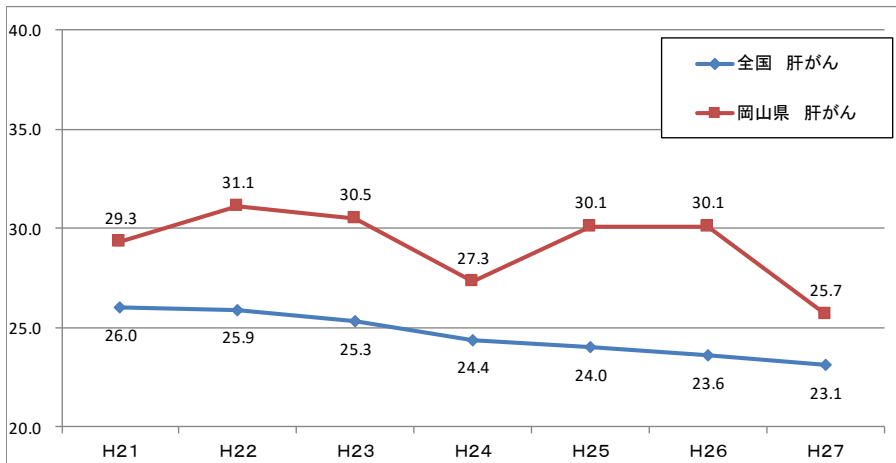
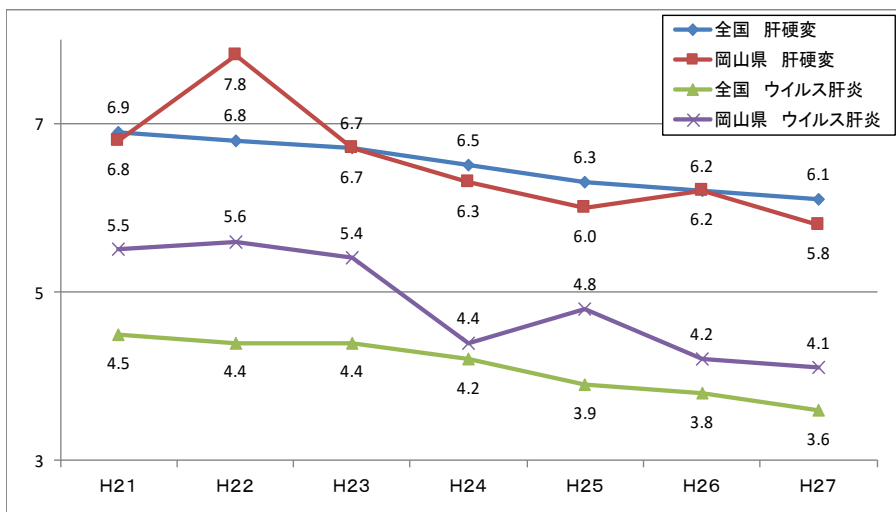


図2-2 肝疾患死亡率（10万人対）の推移（肝硬変、ウイルス性肝炎）

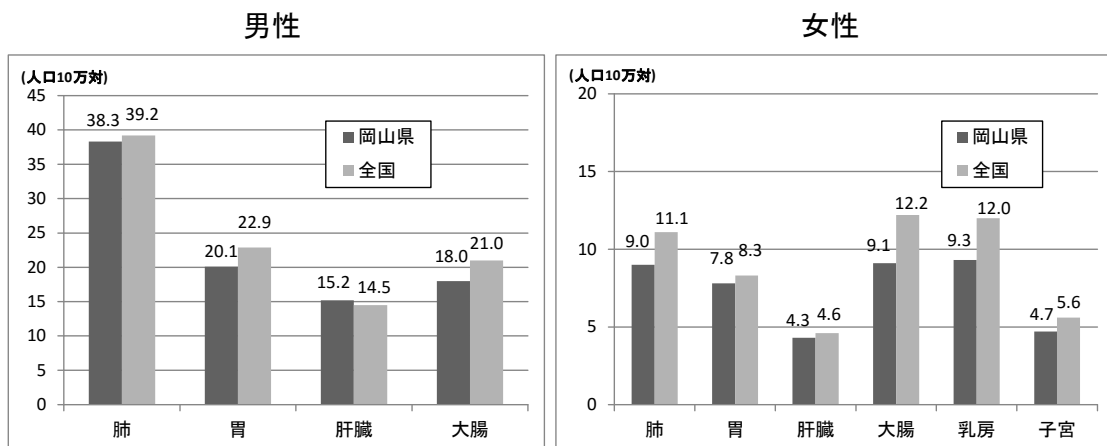


出典：人口動態統計

## (2) 肝がんによる死亡状況

五大がん及び子宮がんの年齢調整死亡率（人口10万人対）を性別で見ると図3のとおりです。男性の「肝臓」のみ全国より高くなっています。

図3 性別部位別年齢調整死亡率（平成27年）



出典：平成27年人口動態統計、岡山県推計

本県における肝がんの75歳未満年齢調整死亡率の年次推移は表2及び図4のとおりです。全国平均に比べ高い水準で推移しています。また、都道府県別の75歳未満年齢調整死亡率は図5のとおりです。肝がんの死亡率は、西日本で高い傾向があります。

表2 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率（年次推移 人口10万人対）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国平均	9.8	9.3	8.7	7.9	7.6	7.0	6.4	6.0	5.6	5.4
岡山県	10.9	11.3	8.9	8.2	7.5	7.3	6.8	6.0	6.8	5.3
全国順位	33	37	25	28	22	31	29	25	37	21

出典：国立がん研究センターがん対策情報センター

図4 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移

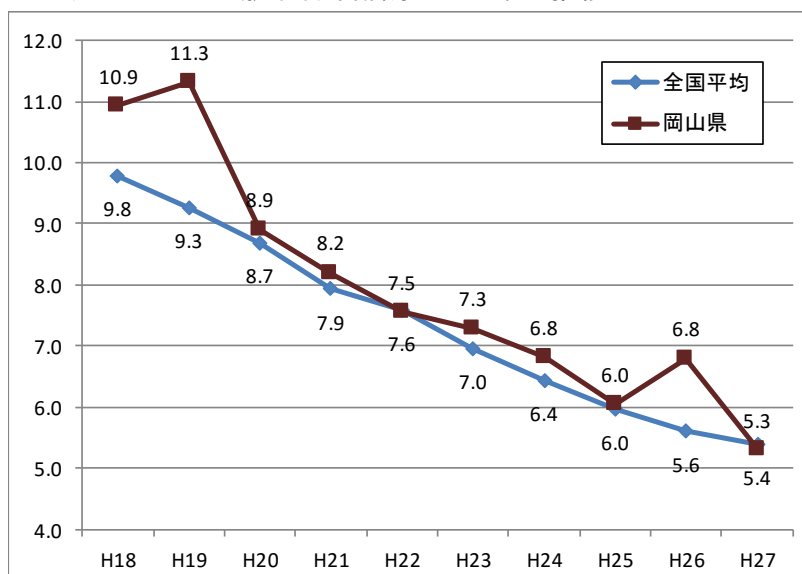
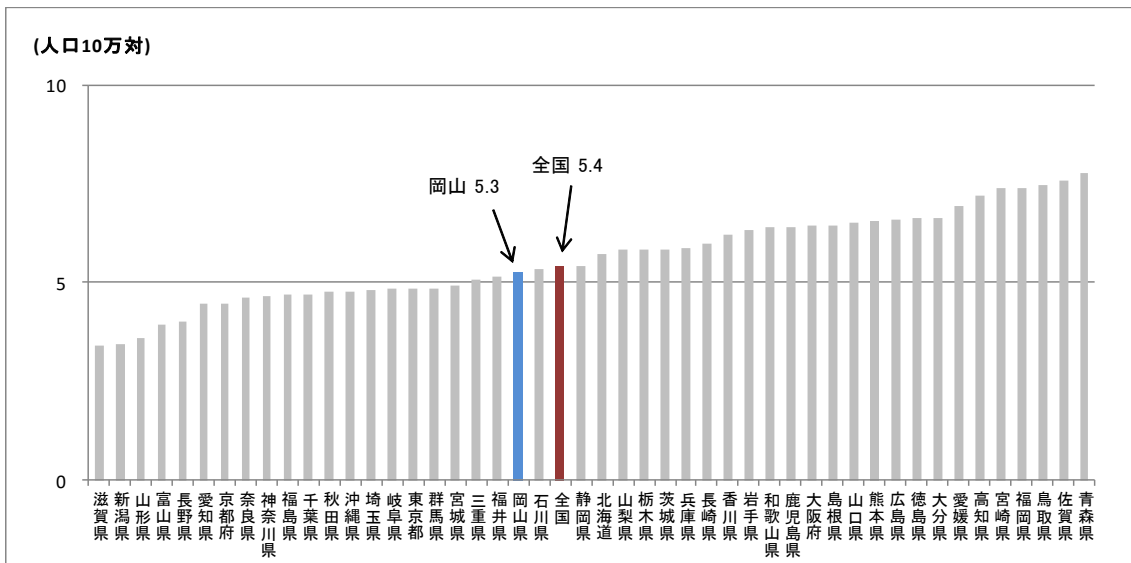


図5 肝がんの都道府県別75歳未満年齢調整死亡率（平成27年）



## 2 本県における取組

本県においては、平成17年度に肝炎対策検討会を設置するとともに、肝炎ウイルス要精検者の受診状況調査を実施し、医療体制のあり方等について検討を行い、平成19年度には肝炎対策検討会を肝炎対策協議会へ移行しました。また、拠点病院として岡山大学病院を認定するとともに、これまで肝炎一次専門医療機関として123医療機関を指定し、肝炎二次専門医療機関として11医療機関を認定するなど、肝炎に係る医療体制の整備を行っており、専門医療機関とかかりつけ医の連携に際しては、肝癌早期発見地域連携パス「もも肝S」等の活用を進めています。拠点病院には、肝炎相談センターを設置し、県民からの相談に対応しています。

また、保健所及び専門医療機関における無料ウイルス検査、肝炎治療費助成制度の実施、肝炎患者支援手帳「もも肝手帳」の作成・配布、地域肝炎対策サポーターの育成、肝炎陽性者フォローアップ事業等の取組を進めています。

(1) 肝炎ウイルス検査の状況

肝炎ウイルス検査については、保健所、市町村、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されています。

市町村が実施する健康増進事業における肝炎ウイルス検診の実績は表3のとおりです。

表3 健康増進事業における肝炎ウイルス検診の実績

単位:人

B型	40歳検診		40歳検診以外	受診者合計 A+B
	対象者数	うち受診者(A)	受診者(B)	
平成20年度	15,794	(1) 216	(37) 5,588	(38) 5,804
平成21年度	16,321	(0) 197	(41) 4,891	(41) 5,088
平成22年度	24,428	(3) 280	(64) 6,805	(67) 7,085
平成23年度	27,087	(2) 420	(117) 16,272	(119) 16,692
平成24年度	27,846	(1) 399	(106) 18,102	(107) 18,501
平成25年度	30,527	(2) 450	(117) 18,708	(119) 19,158
平成26年度	28,571	(1) 563	(107) 18,688	(108) 19,251
平成27年度	27,388	(5) 469	(89) 19,778	(94) 20,247

上段( )は陽性者数

単位:人

C型	40歳検診		40歳検診以外	受診者合計 A+B
	対象者数	うち受診者(A)	受診者(B)	
平成20年度	15,794	(0) 216	(48) 5,594	(48) 5,810
平成21年度	16,321	(2) 197	(42) 4,869	(44) 5,066
平成22年度	24,428	(2) 280	(63) 6,777	(65) 7,057
平成23年度	27,087	(0) 422	(79) 16,290	(79) 16,712
平成24年度	27,846	(0) 398	(72) 18,132	(72) 18,530
平成25年度	30,527	(0) 499	(71) 18,774	(71) 19,273
平成26年度	28,571	(1) 567	(54) 18,743	(55) 19,310
平成27年度	27,388	(1) 473	(38) 19,825	(39) 20,298

上段( )は陽性者数

県健康推進課調べ

また、保健所及び肝炎専門医療機関において、無料ウイルス検査を実施しています。実施状況は表4のとおりです。

表4 肝炎ウイルス検査事業実施状況（保健所、医療機関実施分）

単位：人

B型	保健所実施分				医療機関実施分				合計
	岡山市	倉敷市	県分	計	岡山市	倉敷市	県分	計	
平成20年度	40	—	339	379	136	100	79	315	694
平成21年度	54	159	168	381	75	32	84	191	572
平成22年度	18	165	130	313	141	11	144	296	609
平成23年度	18	176	173	367	166	12	101	279	646
平成24年度	9	167	209	385	189	16	123	328	713
平成25年度	10	138	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(5)	(6)
平成26年度	5	(1)	278	(1)	(1)	(1)	(6)	(8)	(9)
平成27年度	9	150	295	(1)	311	21	257	589	1,039
計	163	83	213	(1)	1,122	18	1,539	(10)	(15)
				305				2,679	2,984

上段( )は陽性者数

単位：人

C型	保健所実施分				医療機関実施分				合計
	岡山市	倉敷市	県分	計	岡山市	倉敷市	県分	計	
平成20年度	38	60	340	438	136	100	79	315	753
平成21年度	55	160	160	375	75	32	84	191	566
平成22年度	18	113	130	261	142	10	144	296	557
平成23年度	18	105	173	296	166	12	101	279	575
平成24年度	9	110	213	332	189	14	124	327	659
平成25年度	10	104	(2)	(2)	(3)	(1)	(5)	(9)	(11)
平成26年度	5	(4)	274	(4)	(4)	(4)	(4)	(8)	(12)
平成27年度	9	103	294	(1)	311	21	257	589	991
計	162	67	211	(1)	1,125	18	1,541	(10)	(18)
				287				2,684	2,971

上段( )は陽性者数

県健康推進課調べ

## (2) 肝炎治療費助成制度

平成20年度からインターフェロン治療に係る医療費を、平成22年度からはB型ウイルス性肝炎に対する核酸アナログ治療、平成26年度からはC型ウイルス性肝炎に対するインターフェロンフリー治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図っています。実施状況及び公費負担実績は表5、6のとおりです。

表5 肝炎治療費助成事業の実施状況（申請件数）

単位:件

区分	インターフェロン治療			核酸アナログ治療		インターフェロンフリー治療
	初回	2回目	3剤併用療法	新規	更新	新規
平成20年度	891	—	—	—	—	—
平成21年度	565	—	—	—	—	—
平成22年度	506	40	—	922	479	—
平成23年度	244	22	16	194	774	—
平成24年度	182	18	82	195	940	—
平成25年度	132	11	185	218	1,155	—
平成26年度	91	1	175	192	1,194	533
平成27年度	13	0	10	132	1,238	1,848

県健康推進課調べ

表6 肝炎治療費（公費負担）実績

単位:円

	総合計	インターフェロン治療費	核酸アナログ製剤治療費	インターフェロンフリー治療費
平成20年度	133,869,074	133,869,074		
平成21年度	230,758,258	230,758,258		
平成22年度	304,156,251	239,115,490	65,040,761	
平成23年度	258,855,777	159,934,839	98,920,938	
平成24年度	225,004,921	118,569,288	106,435,633	
平成25年度	188,304,043	75,752,552	112,551,491	
平成26年度	281,291,919	127,721,153	120,636,800	32,933,966
平成27年度	409,910,536	18,616,415	123,227,420	268,066,701

県健康推進課調べ

### 3 解決すべき課題

しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの、自覚のない人が多数存在すると考えられること、肝炎ウイルス陽性者であるが、専門医療機関で適切なフォローや治療を受けていない人がいること、肝炎患者等やその家族等の、病気に対する不安や経済的な不安などへの相談体制の更なる充実が必要であること、肝炎患者等に対する偏見の解消が必要であること等、いまだ解決すべき課題が残されています。

## 第4章 目標の設定

### 1 全体目標

この計画では、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診を促進するなど、肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減少させ、平成33年までに、肝がんによる死亡者数を平成27年の490人から15%以上減じ、416人以下とすることを全体目標として設定します。

**全体目標：平成33年までに、肝がんの死亡者数を平成27年の490人から15%以上減じ、416人以下とすることを全体目標として設定します。**

上記全体目標を達成するため、以下の6つの施策に取り組みます。

- (1) 肝炎の予防
- (2) 検査体制の充実
- (3) 医療提供体制の確保
- (4) 早期対応の中心的役割を果たす人材の養成
- (5) 普及啓発・人権尊重
- (6) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

### 2 個別の方針

取り組む施策ごとに個別の方針を設定します。



## 第5章 肝炎対策の施策等

### 1 肝炎の予防

肝炎ウイルスの感染の予防を図るため、県民に肝炎についての正しい知識を普及する活動を促進します。

#### (1) 今後の取組の方針

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、県民に正しい知識を普及することが必要です。

また、国からは、妊婦に対するB型肝炎抗原検査が妊婦健康診査の標準的な検査項目として示されています。各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう、国から市町村に対して指導を求めるなどのB型肝炎母子感染予防対策が講じられており、引き続きこの取組を進めます。

#### (2) 今後取組が必要な事項

ア 県は、市町村等と連携を図りながら、肝炎ウイルスの新たな感染を防止するために国が作成した日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、普及啓発を進めます。

イ 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、国、市町村等と連携し、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めます。

ウ 県及び市町村は、主に医療従事者等の感染のリスクの高い集団に対して、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行います。

エ 市町村は、B型肝炎ワクチンの定期接種を適切に行います。

## 2 検査体制の充実

肝炎ウイルス検査を県民が一生に一度は受けるよう勧奨するとともに、肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診勧奨を推進します。

### (1) 今後の取組の方針

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための検査は、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていますが、未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等が多数存在すると推定されます。

このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知します。また、これにあわせ、受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できるよう保健所、肝炎一次専門医療機関、市町村検診、職域検診等における検査体制を引き続き整備する必要があります。

また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める地域肝炎対策サポーター（※）やITの活用等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要です。

#### ※地域肝炎対策サポーター

市町村の保健師、保健所の担当者、検診機関やかかりつけ医療機関、企業の健康管理担当者等のうち、肝炎ウイルス検査の勧奨や検査の結果陽性となった者に対して専門医療機関への受診を勧奨する知識と能力を習得した者

さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識し、感染している場合には確実に専門医療機関を受診できるよう、肝炎患者支援手帳等を活用して、肝炎の病態等に係る情報提供を行います。また、拠点病院が開催する岡山県肝炎医療従事者研修会等により、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査等に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要があります。

### (2) 今後取組が必要な事項

ア 県は、保健所及び肝炎一次専門医療機関において行っている肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、市町村に対して、保健所（岡山市、倉敷市）や検診において行っている肝炎ウイルス検査を引き続き実施する

よう要請します。また、地域肝炎対策サポーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨を進めるとともに、利便性に配慮した体制の整備を図ります。

イ 県及び市町村は、協力して肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組みます。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域で健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図ります。

ウ 県は、医療保険者、事業主、市町村等の理解と協力を得て、職域や地域において肝炎ウイルス検査を受けるように勧める人材として地域肝炎対策サポーターを育成し、同サポーターから勤労者等に対して、肝炎ウイルス検査を受けるように勧奨が行われるよう、要請します。

エ 県は、国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、市町村、拠点病院等と連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、これらに関する情報について、受検者等への普及啓発を行います。

オ 県及び市町村は、肝炎情報センターや拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用するなど、受検者に適切に説明を行うよう依頼します。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組みます。

カ 県、市町村及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供します。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や県に報告します。

### 3 医療提供体制の確保

拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医等と連携して肝炎に関する正しい情報の提供、地域医療の充実等を図るための体制づくりを進めます。

#### (1) 今後の取組の方針

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関を受診しない、たとえ医療機関を受診しても、必ずしも適切な肝炎医療を受けていないという問題点が指摘されています。

このため、全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方にに基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があります。また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者支援手帳等を活用して肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要があります。

また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主や職域において健康管理に携わる者をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があります。また、就労支援に関する取組について、「肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業」の成果も活かしつつ、その推進を図る必要があります。

さらに、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎治療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進します。

#### (2) 今後取組が必要な事項

ア 県は、市町村、医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組むとともに、肝炎ウイルス検査後の受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材として地域肝炎対策サポーターの育成を推進します。また、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病

態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた肝炎患者支援手帳等を肝炎患者等に配布し、活用を推進します。

イ 拠点病院は、県内の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、県及び市町村と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組みます。県は、国及び肝炎情報センターと連携して、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行います。

ウ 県は、この計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組みます。

エ 県は、総合的な肝炎対策を推進するため、岡山県肝炎対策協議会を設置するとともに、その適切な実施及び運営を図ります。

オ 県、市町村、拠点病院等は、国が取りまとめる、肝炎患者等に必要な情報を医療保険者、事業主等へ提供します。

カ 拠点病院は、肝炎医療従事者研修会や出張肝臓病教室の開催等の取組を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組みます。県は、拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行います。

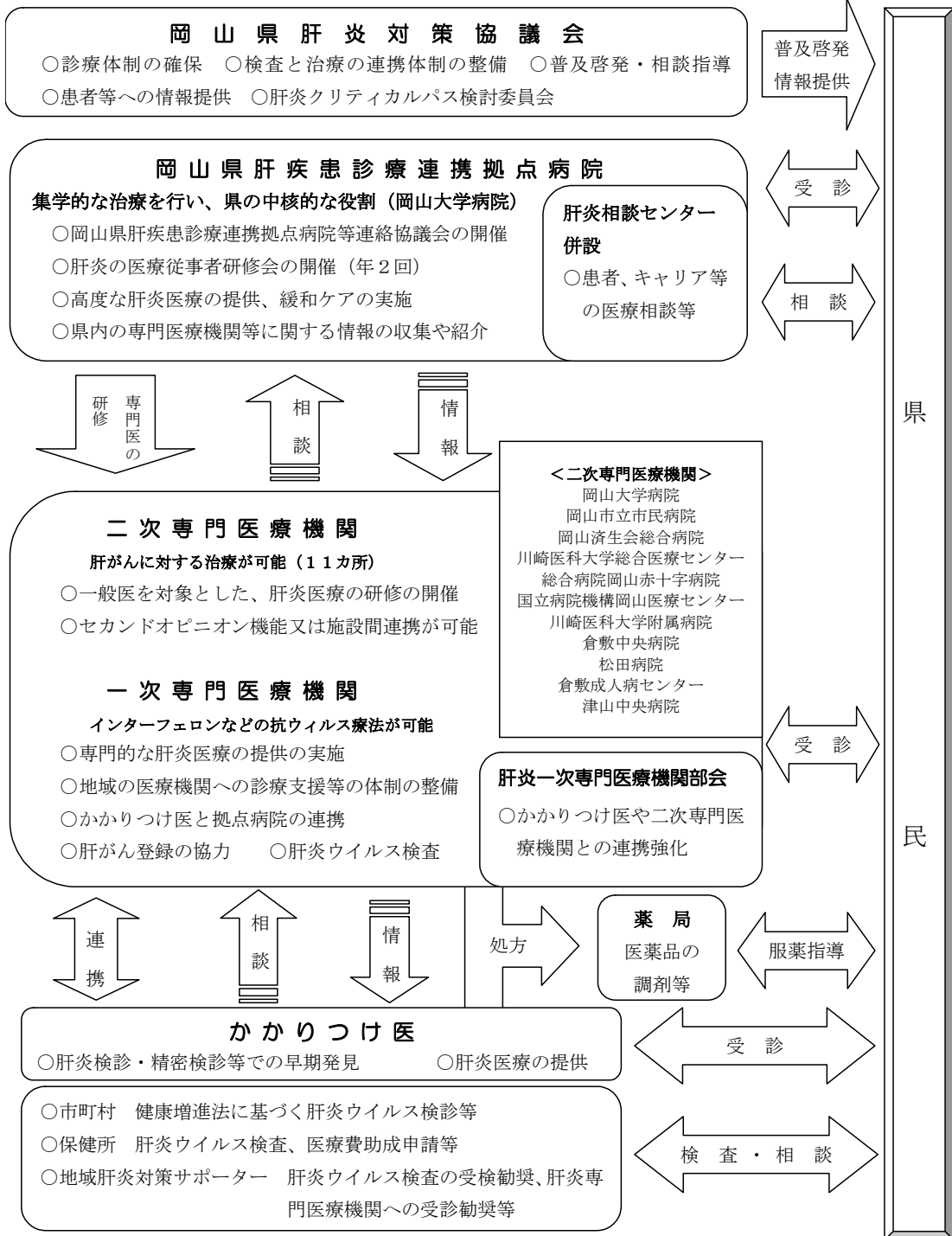
キ 県は、肝癌早期発見地域連携パス「もも肝S」等を活用して、専門医療機関とかかりつけ医との診療連携体制の強化を図ります。

ク 県、市町村、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、肝炎患者等が働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域で健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行います。

ケ 県は、肝炎治療費助成、定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、国、市町村、拠点病院の肝炎相談センター等と連携して肝炎患者等に必要な情報を提供することにより、これらの制度の活用が図られるようにします。

コ 肝炎患者等への相談対応について、県及び拠点病院は、適切な体制を整備します。

<県内の肝疾患医療体制>



## 4 早期対応の中心的役割を果たす人材の養成

肝炎ウイルスへの感染予防や、適切な医療に結びつけるため地域、職域、医療現場等における人材を育成します。

### (1) 今後の取組の方針

肝炎ウイルスの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要です。

このため、保健所及び市町村の保健師等を感染予防について知識を持つ人材として育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材として地域肝炎対策サポーター等を育成する必要があります。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎診療に関する知見を修得することは、治療方針の決定や患者説明を適切に行う上で非常に重要であるため、拠点病院が実施する肝炎医療従事者研修会等により肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要があります。

さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要です。

### (2) 今後取組が必要な事項

ア 県は、市町村等と連携を図りながら、肝炎ウイルスの新たな感染を防止するために国が作成した日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、普及啓発を進めます。(再掲)

イ 県は、国、市町村、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎に対する正しい知識の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める人材として、地域肝炎対策サポーターの育成に取り組みます。

ウ 県、市町村及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供します。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や県に報告します。(再掲)

エ 拠点病院は、肝炎医療従事者研修会や出張肝臓病教室の開催等の取組を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組めます。県は、拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行います。(再掲)

## 5 普及啓発・人権尊重

県民の肝炎に関する正しい理解と適切な対応を促進するため、様々な普及啓発活動を行うとともに、肝炎患者が不当な偏見や差別を受けないよう普及啓発活動や相談体制の充実を図ります。

### (1) 今後の取組の方針

肝炎に係る正しい知識は、いまだ県民に十分に浸透したとは言えない状況にあります。特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての県民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要があります。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。

### (2) 今後取組が必要な事項

ア 県及び市町村等は、毎年7月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行います。

あわせて、国と連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行います。

イ 県及び市町村は、国と連携しながら、あらゆる世代の県民が肝炎に係る正しい知識を持つよう、一層強力に普及啓発を行います。

ウ 近年、我が国における感染事例の報告が増加しているジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、県及び市町村は、住民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴あけやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行います。

エ 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、国、市町村等と連携し、肝



炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めます。(再掲)

オ 県及び市町村は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師会等の医療関係団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期受診の必要性等、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行います。

カ 県、市町村、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、肝炎患者等が働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域で健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行います。(再掲)

キ 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、県及び拠点病院は、連携の上、市町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝炎相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図ります。

ク 県は、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向け、国のこれまでの研究成果を元に取り組を進めます。

ケ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口等で相談に応じていることから、県及び市町村において、必要に応じて当該窓口等の情報提供を行います。

#### <肝炎相談センター>

岡山大学病院では、岡山県肝疾患診療連携拠点病院事業として、肝炎相談事業を実施しています。

##### ○相談内容

- 一般相談（専任看護師等が対応）
- 専門相談（専門医が対応、要予約）

##### ○電話番号

086-235-6851

##### ○電話受付時間

月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

##### ○相談料

無料

## 6 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

肝炎患者等やその家族等への支援体制の充実を図ります。

### (1) 今後の取組の方針

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図ります。また、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消する必要があります。

### (2) 今後取組が必要な事項

ア 県、拠点病院等は、国及び肝炎情報センターからの技術的支援を受けながら、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

イ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口等で相談に応じていることから、県及び市町村において、必要に応じて当該窓口等の情報提供を行います。(再掲)

## 7 その他

### (1) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法は少ないですが、生活の質を維持しながら長期の延命も可能になってきています。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとします。

ア 拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進します。

イ 県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

### (2) 肝炎の調査研究等に関する事項

県は、国が実施する肝炎医療の水準の向上等のための調査研究及び研修や、行政的な課題を解決するために必要な調査研究等について、国からの要請に応じて適宜協力します。

### (3) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、肝炎対策を推進するための体制を構築し、市町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進します。

また、県及び市町村は、国との連携を図りつつ肝炎対策を講じます。

### (4) 県民の責務に基づく取組

肝炎対策基本法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた県民が主体的かつ積極的に活動する必要があるとあり、以下の取組を進めます。

ア 県民は、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があること、適切な肝炎医療で治癒又は進行の防止が期待できること等を十分認識して、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査を受けるなど、受診等の適切な行動を起こすよう努めます。

イ 県民一人一人が、肝炎ウイルスに新たに感染する可能性がある行為について正しい知識を持ち、適切に行動します。また、県民は、肝炎ウイルスの感染に関する正しい知識を身につけ、肝炎患者等に対する不当な差別や、

それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、適切な対応に努めます。

#### (5) 肝炎対策計画の見直し及び定期報告

肝炎対策基本法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされていることから、この計画についても、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直すこととします。

今後は、この計画に定める県、市町村等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、見直しから5年を経過する前であっても、この計画について検討を加え、これを見直すこととします。なお、この計画に定められた取組の状況について、県は岡山県肝炎対策協議会に定期的に報告することとします。

## <参考資料>

- ・ 肝炎対策基本法
- ・ 岡山県肝炎対策協議会設置要綱
- ・ 岡山県肝疾患診療連携拠点病院、二次専門医療機関、一次専門医療機関一覧
- ・ 岡山県の肝炎治療費助成制度
- ・ 保健所・支所における肝炎検査日時

## ○ 肝炎対策基本法

(平成二十一年十二月四日 法律九十七号)

施行 平成二十二年一月一日

改正 平成二十五年十二月十三日

### 肝炎対策基本法

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条—第八条)

##### 第二章 肝炎対策基本指針(第九条・第十条)

##### 第三章 基本的施策

##### 第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進(第十一条・第十二条)

##### 第二節 肝炎医療の均てん化の促進等(第十三条—第十七条)

##### 第三節 研究の推進等(第十八条)

##### 第四章 肝炎対策推進協議会(第十九条・第二十条)

##### 附則

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹（り）患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査(以下「肝炎検査」という。)を受けることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者(以下「肝炎患者等」という。)がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療(以下「肝炎医療」という。)を受けることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 肝炎対策基本指針

(肝炎対策基本指針の策定等)

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「肝炎対策基本指針」という。)を策定しなければならない。

2 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 二 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基本指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

(肝炎の予防の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎検査の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十三条 国及び地方公共団体は、インターフェロン治療等の抗ウイルス療法、肝庇護療法その他の肝炎医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎患者の療養に係る経済的支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療を受ける機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等



に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに肝炎医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 肝炎対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)

第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 岡山県肝炎対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本県における総合的な肝炎対策を推進するため設置する岡山県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するとともに、肝炎対策推進に係る普及啓発、情報提供等を実施するものとする。

- (1) 肝炎対策に関すること
- (2) 要診療者に対する保健指導
- (3) かかりつけ医と専門医療機関の連携
- (4) 高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- (5) 受診状況や治療状況等の把握
- (6) 医療機関情報の収集と提供
- (7) 人材の育成
- (8) その他

### (委員)

第3条 協議会は別表に掲げる委員で構成する。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行うものとする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。

- 2 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (その他)

第7条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部健康推進課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

### 別表

医師会
肝疾患診療連携拠点病院
専門医療機関、開業医
保健所関係者
市町村関係者
その他

平成28年度 岡山県肝炎対策協議会 委員一覧

(H29.3現在)

◆医師会

岡山県医師会	監事 糸島 達也
--------	----------

◆肝疾患診療連携拠点病院

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	消化器・肝臓内科学准教授 高木 章乃夫
------------------	------------------------

◆専門医療機関、開業医

二次医療圏	医療機関名	委員職名 氏名
県南東部	岡山済生会総合病院	名誉院長 糸島 達也
	岡山大学病院	消化器内科 助教 池田 房雄
	川崎医科大学総合医療センター	内科副部長 川中 美和
県南西部	川崎医科大学附属病院	肝胆膵内科学講師 原 裕一
	倉敷中央病院	消化器内科部長 守本 洋一
県北部	津山中央病院	内科副部長 高山 裕基
県南東部	川口メディカルクリニック (開業医代表)	院長 川口 光彦

◆保健所関係者

岡山県保健所長会代表	備中保健所長 徳山 雅之
政令市保健所	岡山市保健所長 松岡 宏明
中核市保健所	倉敷市保健所長 吉岡 明彦

◆市町村関係者

市町村代表	市町村保健師会代表 小笠原 暁子
-------	------------------

◆その他

その他	滝本 清文
-----	-------

<岡山県肝疾患診療連携拠点病院>

医療機関名	〒	所在地	電話番号
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町二丁目5番1号	086-223-7151

<二次専門医療機関>

医療機関名	〒	所在地	電話番号
岡山済生会総合病院	700-8511	岡山市北区国体町2番25号	086-252-2211
岡山市立市民病院	700-8557	岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号	086-737-3000
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町二丁目5番1号	086-223-7151
川崎医科大学総合医療センター	700-8505	岡山市北区中山下二丁目6番1号	086-225-2111
総合病院岡山赤十字病院	700-8607	岡山市北区青江二丁目1番1号	086-222-8811
国立病院機構岡山医療センター	701-1192	岡山市北区田益1711番1号	086-294-9911
川崎医科大学附属病院	701-0192	倉敷市松島577番地	086-462-1111
倉敷成人病センター	710-8522	倉敷市白楽町250番地	086-422-2111
倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和一丁目1番1号	086-422-0210
松田病院	710-0056	倉敷市鶴形一丁目3番10号	086-422-3550
津山中央病院	708-0841	津山市川崎1756番地	0868-21-8111

(平成29年3月1日現在)

<一次専門医療機関>

二次医療圏	No	医療機関名	〒	所在地	電話番号
県南東部	1	いのち内科クリニック	700-0063	岡山市北区大安寺東町23-15	086-253-8000
	2	岡山県健康づくり財団附属診療所	700-0952	岡山市北区平田408-1	086-246-6256
	3	岡山済生会総合病院	700-8511	岡山市北区国体町2-25	086-252-2211
	4	岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院	709-3111	岡山市北区建部町福渡1000	086-722-0525
	5	岡山市立市民病院	700-8557	岡山市北区北長瀬表町3-20-1	086-737-3000
	6	岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町2-5-1	086-223-7151
	7	岡山中央診療所健康管理センター	700-0904	岡山市北区柳町1-13-7	086-233-2222
	8	梶木病院	701-0136	岡山市北区西花尻1231-1	086-293-3355
	9	川口メディカルクリニック	700-0913	岡山市北区大供2-2-16	086-222-0820
	10	川崎医科大学総合医療センター	700-8505	岡山市北区中山下2-6-1	086-225-2111
	11	川村医院	700-0933	岡山市北区奥田2-8-3	086-223-6322
	12	木本内科医院	700-0912	岡山市北区大供表町3-12-101	086-231-2688
	13	光生病院	700-0985	岡山市北区厚生町3-8-35	086-222-6806
	14	小林内科診療所	700-0941	岡山市北区青江5-1-3	086-226-5022
	15	しまばら内科消化器科クリニック	701-0151	岡山市北区平野1011-6	086-292-2555
	16	総合病院岡山赤十字病院	700-8607	岡山市北区青江2-1-1	086-222-8811
	17	辻医院	700-0971	岡山市北区野田3-18-53	086-805-1118
	18	独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター	701-1192	岡山市北区田益1711-1	086-294-9911
	19	内藤医院	700-0815	岡山市北区野田屋町2-5-24	086-223-9761
	20	西川クリニック	700-0902	岡山市北区錦町3-14	086-221-3000
	21	庭瀬ファミリークリニック	701-0151	岡山市北区平野847-6	086-903-4114
	22	野崎医院	701-0153	岡山市北区庭瀬214-4	086-292-0101
	23	はだ医院	700-0925	岡山市北区大元上町12-10	086-242-5151
	24	沖医院	703-8282	岡山市中区平井5-6-19	086-277-8525
	25	旭竜クリニック	703-8252	岡山市中区中島70-1	086-275-6768
	26	総合病院岡山協立病院	703-8511	岡山市中区赤坂本町8-10	086-272-2121
	27	高屋クリニック	703-8233	岡山市中区高屋65	086-271-0055
	28	てらだ内科クリニック	703-8271	岡山市中区円山1018-3	086-277-0005
	29	戸川医院	703-8241	岡山市中区高島新屋敷237-3	086-275-0705
	30	岩藤胃腸科外科歯科クリニック	709-0855	岡山市東区瀬戸町沖343	086-952-1166
	31	岡山西大寺病院	704-8192	岡山市東区西大寺中野本町8-41	086-943-2211
	32	岡村一心堂病院	704-8117	岡山市東区西大寺南2-1-7	086-942-9900
	33	西大寺中央病院	704-8174	岡山市東区松新町25-5	086-943-9211
	34	長島病院	709-0861	岡山市東区瀬戸町瀬戸40-1	086-952-1355
	35	藤田病院	704-8112	岡山市東区西大寺上3-8-63	086-943-6555
	36	かとう内科並木通り診療所	702-8058	岡山市南区並木町2-27-5	086-264-8855
	37	光南台クリニック	702-8012	岡山市南区北浦714	086-267-2055
	38	佐藤病院	702-8053	岡山市南区築港栄町2-13	086-263-6622
	39	重井医学研究所附属病院	701-0202	岡山市南区山田2117	086-282-5311
	40	セントラルシティ病院	702-8053	岡山市南区築港栄町19-30	086-264-3111
	41	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院	702-8055	岡山市南区築港緑町1-10-25	086-262-0131
	42	ながい内科クリニック	700-0944	岡山市南区泉田5-10-32	086-246-3332
	43	ふじわら内科クリニック	702-8022	岡山市南区福成1-167-1	086-250-8070
	44	前島外科内科医院	700-0953	岡山市南区西市560-7	086-241-0032
	45	しげとし医院	700-0945	岡山市南区新保397-17	086-222-2627
	46	総合病院玉野市立玉野市民病院	706-8531	玉野市宇野2-3-1	0863-31-2101
	47	玉野三井病院	706-0012	玉野市玉3-2-1	0863-31-4187
	48	赤磐医師会病院	709-0816	赤磐市下市187-1	086-955-6688
	49	赤磐市国民健康保険熊山診療所	709-0705	赤磐市松木621-4	086-955-1251
	50	小坂内科医院	709-0827	赤磐市山陽4-13-3	086-955-3344
	51	草加病院	705-0021	備前市西片上1122	0869-64-3811
	52	備前市国民健康保険市立備前病院	705-0001	備前市伊部2245	0869-64-3385
	53	備前市国民健康保険市立日生病院	701-3202	備前市日生町寒河2570-41	0869-72-1111
	54	備前市国民健康保険市立吉永病院	709-0224	備前市吉永町吉永中563-4	0869-84-2120
	55	瀬戸内市立瀬戸内市民病院	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄845-1	0869-22-1234
	56	北川病院	709-0497	和気郡和気町和気277	0869-93-1141

二次医療圏	No	医療機関名	〒	所在地	電話番号
県南西部	1	いなだ医院	713-8123	倉敷市玉島柏島920-106	086-525-0600
	2	川崎医科大学附属病院	701-0192	倉敷市松島577	086-462-1111
	3	倉敷ウエストサイドクリニック	710-0804	倉敷市西阿知新田6	086-465-5118
	4	倉敷記念病院	710-0803	倉敷市中島831	086-465-0011
	5	倉敷シティ病院	711-0923	倉敷市児島阿津2-7-53	086-472-7111
	6	倉敷市立児島市民病院	711-0921	倉敷市児島駅前2-39	086-472-8111
	7	倉敷成人病センター	710-8522	倉敷市白楽町250	086-422-2111
	8	倉敷第一病院	710-0826	倉敷市老松町5-3-10	086-424-1000
	9	倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和1-1-1	086-422-0210
	10	倉敷平成病院	710-0826	倉敷市老松町4-3-38	086-427-1111
	11	倉敷リバーサイド病院	712-8007	倉敷市鶴の浦2-6-11	086-448-1111
	12	児島聖康病院	711-0906	倉敷市児島下の町10-374	086-472-7557
	13	児島中央病院	711-0912	倉敷市児島小川町3685	086-472-1611
	14	サンフラワークリニック	701-0114	倉敷市松島1152-19	086-463-5530
	15	しげい病院	710-0051	倉敷市幸町2-30	086-422-3655
	16	新倉敷胃腸肛門外科内科	713-8102	倉敷市玉島1719	086-525-5001
	17	総合病院水島協同病院	712-8025	倉敷市水島南春日町1-1	086-444-3211
	18	武田病院	712-8001	倉敷市連島町西之浦352-1	086-446-4141
	19	玉島第一病院	713-8102	倉敷市玉島1334-1	086-526-5511
	20	玉島病院	713-8103	倉敷市玉島乙島4030	086-522-4141
	21	野上内科医院	711-0913	倉敷市児島味野6-1-10	086-473-3356
	22	平本胃腸科外科クリニック	710-1313	倉敷市真備町川辺1834-5	086-698-9811
	23	松田病院	710-0056	倉敷市鶴形1-3-10	086-422-3550
	24	まび記念病院	710-1313	倉敷市真備町川辺2000-1	086-698-2248
	25	水島中央病院	712-8064	倉敷市水島青葉町4-5	086-444-3311
	26	やまもとクリニック	711-0922	倉敷市児島元浜町783-5	086-473-5151
	27	よしの医院	710-0016	倉敷市中庄715	086-462-5111
	28	わきや内科クリニック	710-0834	倉敷市笹沖608-3	086-421-5547
	29	渡辺胃腸科外科病院	713-8101	倉敷市玉島上成539-5	086-525-2552
	30	さかえ外科内科クリニック	719-1134	総社市真壁212	0866-93-8800
	31	谷向内科	719-1125	総社市井手1208-2	0866-94-8801
	32	三宅内科小児科医院	719-1125	総社市井手919	0866-93-8511
	33	薬師寺慈恵病院	719-1126	総社市総社1-17-25	0866-92-0146
	34	笠岡市立市民病院	714-0081	笠岡市笠岡5628-1	0865-63-2191
	35	笠岡第一病院	714-0043	笠岡市横島1945	0865-67-0211
	36	木野山医院	714-0031	笠岡市西大島新田649	0865-67-0852
	37	渡辺クリニック	714-0088	笠岡市中央町2-8	0865-62-2319
	38	井原市立井原市民病院	715-0019	井原市井原町1186	0866-62-1133
	39	みわ記念病院	719-0113	浅口市金光町佐方80-1	0865-42-5000
	40	福嶋医院	714-0101	浅口市寄島町3072	0865-54-3177
	41	矢掛町国民健康保険病院	714-1201	小田郡矢掛町矢掛2695	0866-82-1326
高梁・新見	1	大杉病院	716-0028	高梁市柿木町24	0866-22-5155
	2	高梁市国民健康保険成羽病院	716-0111	高梁市成羽町下原301	0866-42-3111
	3	高梁中央病院	716-0033	高梁市南町53	0866-22-3636
	4	上江洲医院	718-0015	新見市石蟹60	0867-76-1835
	5	哲西町診療所	719-3701	新見市哲西町矢田3604	0867-94-9224
	6	新見中央病院	718-0011	新見市新見827-1	0867-72-2110
	7	渡辺病院	718-0003	新見市高尾2278-1	0867-72-2123
真庭	1	イケヤ医院	719-3201	真庭市久世2926-3	0867-42-0122
	2	勝山病院	717-0007	真庭市本郷1819	0867-44-3161
	3	金田病院	719-3193	真庭市西原63	0867-52-1191
	4	総合病院落合病院	719-3197	真庭市落合垂水251	0867-52-1133
	5	内科小児科本山医院	719-3155	真庭市下方1226-1	0867-52-1551
	6	はら内科クリニック	719-3201	真庭市久世2399-1	0867-45-7885
	7	真庭市国民健康保険湯原温泉病院	717-0403	真庭市下湯原56	0867-62-2221
津山・英田	1	石川病院	708-0841	津山市川崎554-5	0868-26-2188
	2	おおうみクリニック	708-0842	津山市河辺933-3	0868-21-0033
	3	倭文診療所	709-4625	津山市里公文1674-1	0868-57-3028
	4	勝北すこやかクリニック	708-1223	津山市坂上221-1	0868-29-7701
	5	総合病院津山第一病院	708-0871	津山市中島438	0868-28-2211
	6	津山中央病院	708-0841	津山市川崎1756	0868-21-8111
	7	中島病院	708-0052	津山市田町122	0868-22-8251
	8	中西クリニック	708-0814	津山市東一宮43-13	0868-27-7200
	9	鏡野町国民健康保険病院	708-0323	美作郡鏡野町寺元365	0868-54-0011
	10	田尻病院	707-0003	美作市明見550-1	0868-72-0380
	11	福井医院	707-0062	美作市湯郷916	0868-72-1260
	12	さとう記念病院	709-4312	勝田郡勝央町黒土45	0868-38-6688

平成29年1月18日 現在

# 岡山県の肝炎治療費助成制度

平成29年3月1日現在

## 【制度の概要】

B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療、C型ウイルス性肝炎のインターフェロンフリー治療及びB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療に対する医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

## 【助成の対象となる方】

B型ウイルス性肝炎またはC型ウイルス性肝炎と診断された方であって、次の項目のすべてに該当する方が対象となります。

- 1 岡山県内に住所を有すること
- 2 岡山県が定める認定基準を満たしていること
- 3 各医療保険(国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療など)に加入していること

## 【助成の内容】

医療機関を受診または保険薬局を利用する際に、肝炎治療受給者証を提示することで、保険診療に係る医療費の助成を受けることができます。

ただし、世帯の市町村民税(所得割)課税年額に応じて、次の自己負担限度額(月額)が生じます。(なお、医療保険から支給される高額医療費等は助成額に含まれません。)

階層区分		自己負担限度額 (月額)
乙	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の場合	10,000円
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	20,000円

※世帯の市町村民税(所得割)課税年額とは、受給者の属する住民票上の世帯全員の市町村民税(所得割)課税額の合計額を指します。

## 【申請に必要な書類について】

次のページにあります保健所窓口へ、次の書類を提出してください。

- ・ 肝炎治療受給者証交付申請書
- ・ 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書(肝炎一次専門医療機関の医師による診断書であることが必要)

※核酸アナログ製剤治療に関する認定を受けている者が更新の申請をする場合は診断書に代えて、直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料でも可

- ・ 申請者の健康保険証の写し
- ・ 申請者及び世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)の写し
- ・ 申請者の属する世帯全員の最新の市町村民税課税証明書(市町村民税の所得割課税年額を証明する書類)

※ 世帯の中に、次のア～ウの要件にすべて該当される方が含まれている場合は、申請にもとづいて、市町村民税額の合算対象から除外することができます。

- ア 申請者の配偶者以外である。
- イ 地方税法上の扶養関係にない。
- ウ 医療保険上の扶養関係にない。

詳しくは、保健所窓口へお問い合わせください。

※上記のうち申請書、診断書の用紙は、保健所窓口にあります。また、岡山県ホームページ上にも様式があります。

### 【申請窓口】

申請者の住所地を管轄する次の保健所・支所窓口です。  
なお、管轄区域以外でも、申請は可能です。

### ○保健所窓口一覧

申請者の住所	保健所・支所名	郵便番号	所在地	電話番号
岡山市	岡山市保健所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262
倉敷市	倉敷市保健所	710-0834	倉敷市笹沖170	086-434-9810
	児島保健推進室	711-8565	倉敷市児島小川町 3681-3	086-473-4371
	玉島保健推進室	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	086-522-8113
	水島保健推進室	712-8565	倉敷市水島北幸町1-1	086-446-1115
	真備保健推進室	710-1398	倉敷市真備町箭田 1141-1	086-698-5111
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3934
備前市、赤磐市、和気町	〃 東備支所	709-0492	和気町和気487-2	0869-92-5180
総社市、早島町	備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7024
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	〃 井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
高梁市	備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836



新見市	〃 新見支所	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭市、新庄村	真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	0867-44-2990
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	〃 勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	0868-73-4054

(平成29年3月1日現在)

## ○県庁窓口

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班

TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283

<ホームページ> 岡山県ホームページ

(<http://www.pref.okayama.jp/index.html>)から、健康推進課 肝炎対策(肝炎医療費助成事業、ウイルス性肝炎の検査他)をご覧ください。

## ○岡山県肝炎相談センター ( 岡山大学病院内 )

専門の看護師や医師が相談をお受けします。

TEL:086-235-6851 電話受付時間:月～金曜日の9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

<ホームページ> <http://www.okayama-u.ac.jp/user/hos/kanen.html>

## 保健所の地図



### 保健所・支所における肝炎検査日時

保健所名	所在地	電話番号	検査日時等
備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	(086)272-3934	第1・第3金曜日 9:30～15:00(予約制)
備前保健所 東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2	(0869)92-5180	第2木曜日 9:30～11:30(予約制)
備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(086)434-7024	第2・第4月曜日 10:00～12:00(予約制)
備中保健所 井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	(0865)69-1675	第1・第3木曜日 13:30～14:30(予約制)
備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	(0866)21-2836	第4火曜日 13:00～14:00(予約制)
備北保健所 新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400	(0867)72-5691	第2水曜日 10:00～11:00(予約制)
真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591	(0867)44-2990	第3火曜日 9:00～11:00(予約制)
美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114	(0868)23-0163	第1木曜日 9:00～11:00(予約制) 第3木曜日 10:00～12:00(予約制)
美作保健所 勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2	(0868)73-4054	第3水曜日 10:00～11:00(予約制)
岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	(086)803-1262	第1月曜日 13:00～14:00(予約制)
倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170	(086)434-9810	第2・第4火曜日 13:00～15:20(予約制)

(平成28年4月1日現在)